

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年10月31日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局管理規程第4号

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局財務規程（昭和41年水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項第2号および第3号を次のように改める。

- (2) 支払人が、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関であること。
- (3) 支払地の区域は、全国の区域とする。

附 則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。